

○富山県公衆浴場法施行規則

昭和23年12月25日

富山県規則第55号

改正 昭和26年5月15日規則第22号
昭和28年4月30日規則第34号
昭和30年2月1日規則第6号
昭和38年12月5日規則第61号
昭和43年11月1日規則第47号
昭和61年6月21日規則第47号
平成7年3月28日規則第11号
平成11年3月26日規則第4号
平成12年3月31日規則第37号
平成13年3月30日規則第19号
平成14年6月28日規則第44号
平成16年3月31日規則第29号
平成17年3月4日規則第2号
平成17年3月31日規則第30号
平成22年3月31日規則第28号
令和元年12月13日規則第57号
令和2年12月7日規則第61号
令和3年3月29日規則第24号
令和3年3月31日規則第29号

〔富山県公衆浴場法施行細則〕を次のように定める。

富山県公衆浴場法施行規則

(平12規則37・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し、法、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び富山県公衆浴場基準条例（昭和26年富山県条例第7号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平7規則11・追加)

(構造設備の基準)

第2条 法第2条第2項の規定による公衆浴場(次項に規定するものを除く。)の構造設備が公衆衛生上不適当と認めるときは、構造設備が次に掲げる基準を満たさないものであるときをいうものとする。

- (1) 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管できる設備を設けること。
- (2) 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管できる設備を設けること。
- (3) 脱衣室及び浴室は、十分な換気を行うことができる構造とし、又は設備を設けること。
- (4) 脱衣室及び浴室は、適当な採光又は照明を行うことができる構造とし、又は設備を設けること。
- (5) 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女別に設け、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (6) 脱衣室及び浴室には、飲料水を供給する設備(飲用に適する水を供給する給水栓を含む。)を設けること。
- (7) 入浴者用の便所を男女別に設けること。
- (8) 脱衣室及び洗い場は、それぞれ男女用とも床面積13平方メートル以上とすること。
- (9) 浴室の床面は、使用後の湯水が停滞しないよう適当なこう配を設けること。
- (10) 洗い場には、入浴者の利用に十分な数の給湯栓及び給水栓を設けること。
- (11) 洗い場には、入浴者の利用に十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。
- (12) 浴槽は、床面積3平方メートル以上とし、その内側に必要に応じて踏み段を設けること。
- (13) 浴槽の縁は、洗い場の床面から20センチメートル以上の高さとする。ただし、浴槽からのいつ水及び洗い場の湯水が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (14) 浴槽からのいつ水及び洗い場の湯水を停滞させることなく下水溝等へ排出できる構造とすること。
- (15) 浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造とすること。
- (16) 24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用しない構造とすること。
- (17) 熱気又は蒸気による入浴設備を設ける場合は、次のとおりとすること。

- ア 放熱パイプが直接入浴者に接触しない構造とすること。
- イ 室内を適温に保つための温度調節設備及び温度計を備えること。
- ウ 給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
- エ 室内を容易に見通すことができる窓を設けること。

(18) 屋外に浴槽を設ける場合は、次のとおりとすること。

- ア 屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
- イ 屋外には、洗い場を設けないこと。ただし、入浴者のための保温の措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ウ 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等は、それぞれ男女別とし、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- エ 屋外と屋内の浴槽水が配管を通じて混じらない構造とすること。

(19) 循環ろ過装置を設ける場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有すること。

2 介護を必要とする高齢者等を入浴させる公衆浴場であつて個室を設けるものについて、法第2条第2項の規定による公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認めるときとは、構造設備が次に掲げる基準を満たさないものであるときをいうものとする。

- (1) 個室は、床面積10平方メートル以上とすること。
- (2) 個室には、脱衣場を設けること。
- (3) 個室は、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 前項各号（第5号、第7号、第8号、第12号及び第18号を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 条例第2条に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）以外の公衆浴場については、施設の利用目的、設置場所の状況その他特別の理由があり、かつ、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、第1項第5号、第6号、第8号、第11号及び第12号並びに第2項第1号及び第2号の基準は、適用しない。

（平7規則11・追加、平13規則19・一部改正）

（採光及び照明に関する基準）

第3条 条例第4条第2号の規則で定める照度の基準は、床面において150ルクス以上とする。

（平7規則11・追加）

（水質基準及び検査方法）

第4条 条例第4条第4号イの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 濁度は、5度以下とすること。
- (2) 全有機炭素(TOC)の量は1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。
- (3) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。
- (4) レジオネラ属菌は、100ミリリットルにつき10シーエフユー未満とすること。

2 前項に規定する水質基準の検査方法は、次のとおりとする。

- (1) 濁度及び全有機炭素(TOC)の量にあつては、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により厚生労働大臣が定める検査方法とすること。
- (2) 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法とすること。
- (3) 大腸菌群にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年／厚生省令／建設省令／第1号）第6条の規定による検定方法とすること。
- (4) レジオネラ属菌にあつては、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法とすること。

3 温泉等を使用するものであつて、その湯水の成分により第1項第1号又は第2号の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認められる場合は、これらの基準によらないことができる。

（平7規則11・追加、平13規則19・平16規則29・平17規則30・令元規則57・一部改正）

（衛生管理の基準）

第4条の2 条例第4条第4号コの規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 浴槽水は、前条第1項第3号及び第4号の水質基準に適合するよう塩素消毒その他適切な方法による消毒を行うこと。
- (2) 浴槽内に気泡が発生する装置等を設ける場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口に土ぼこり、浴槽水等が入らないようにするための措置を講ずること。
- (3) 飲用に適さない湯水を誤つて飲むことを防ぐため必要があると認められる場合は、当該湯水の注入口周辺に飲用に適さない旨を表示する等適切な措置を講ずること。
- (4) 浴槽水については、公衆浴場の利用状況等に応じて前条第1項各号に掲げる水質基準に係る検査を1年に1回以上行い、衛生管理が適切かどうかを確認すること。
- (5) 浴槽水の消毒及び入替え、前号の規定による検査の結果並びに浴槽等の消毒及び清掃等の衛生管理状況の記録を作成し、3年以上保存すること。

(平13規則19・追加、平22規則28・令元規則57・一部改正)

(年齢の基準)

第5条 条例第4条第5号の規則で定める年齢は、7歳とする。

(平7規則11・追加、令3規則24・一部改正)

(風紀に関する基準)

第6条 条例第4条第5号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 従業者に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- (2) 善良の風俗を乱すおそれのある絵画、広告、物品等を掲げ、又は設けないこと。

(平7規則11・追加)

(営業許可の申請)

第7条 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、浴場業を営む者(以下「営業者」という。)が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第2号及び第3号に掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 公衆浴場の周囲350メートル以内の見取図
- (2) 公衆浴場の平面図及び断面図
- (3) 浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面
- (4) 公衆浴場又はその敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
- (5) 条例第3条ただし書の規定により新たに一般公衆浴場を設置しようとするときは、その理由を記載した書類
- (6) 一般公衆浴場以外の公衆浴場を設置しようとする場合であつて第2条第3項の適用を受けようとするときは、その理由を記載した書類
- (7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(昭43規則47・昭61規則47・旧第3条繰上・一部改正、平7規則11・旧第2条繰下・一部改正、平13規則19・一部改正、平16規則29・旧第8条繰上・一部改正、令2規則61・一部改正)

(相続による営業承継の届出)

第8条 省令第2条第1項に規定する届書は、相続による公衆浴場営業承継届書(様式第2

号) とする。

2 前項の届書には、戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付するものとする。

3 第1項の届書に添付する省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場営業者相続同意証明書（様式第3号）とする。

（昭61規則47・追加、平7規則11・旧第3条繰下・一部改正、平13規則19・一部改正、平16規則29・旧第9条繰上、令2規則61・一部改正）

（合併による営業承継の届出）

第9条 省令第3条第1項に規定する届書は、合併による公衆浴場営業承継届書（様式第4号）とする。

2 前項の届書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書を添付するものとする。

（昭61規則47・全改、平7規則11・旧第4条繰下・一部改正、平13規則19・一部改正、平16規則29・旧第10条繰上、平17規則2・一部改正）

（分割による営業承継の届出）

第10条 省令第3条の2第1項に規定する届書は、分割による公衆浴場営業承継届書（様式第5号）とする。

2 前項の届書には、分割により浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書を添付するものとする。

（平13規則19・追加、平16規則29・旧第10条の2繰上、平17規則2・一部改正）

（変更等の届出）

第11条 省令第4条の規定による届出をしようとする営業者は、公衆浴場営業許可事項変更届書（様式第6号）又は公衆浴場廃止（停止）届書（様式第7号）を公衆浴場の所在地を所管する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長（以下「厚生センター所長」という。）に提出するものとする。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 営業施設の構造設備の変更の場合 変更内容を示す図面
- (2) 前号以外の変更の場合 変更内容を証する書類
- (3) 営業廃止の場合 営業許可書

3 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、省令第4条の規定による届出をするものとする。ただし、第1号又は第3号の場合にあつては戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条第1項に規定する届出義務者が、第2号の場合にあつてはその法人の清算人が届け出るものとする。

- (1) 営業者が死亡したとき。
- (2) 営業者である法人が解散したとき。
- (3) 営業者が所在不明となつた日から6月を経過したとき。
- (4) 許可を受けた日から6月以内に営業を開始しないとき。
- (5) 引き続き6月以上休業しようとするとき。

（昭61規則47・全改、平7規則11・旧第5条線下・一部改正、平13規則19・平16規則29・令2規則61・一部改正）

（水質基準不適合の場合の届出）

第12条 営業者は、第4条の2第4号の規定による検査の結果、第4条第1項第4号の水質基準に適合しなかつたときは、速やかに、その旨を厚生センター所長に届け出るものとする。

（平22規則28・追加）

（患者を入浴させるための許可の申請）

第13条 法第4条ただし書の規定による許可を受けようとする営業者は、患者入浴許可申請書（様式第8号）を厚生センター所長に提出するものとする。

（昭61規則47・全改、平7規則11・旧第6条線下・一部改正、平13規則19・平14規則44・平16規則29・一部改正、平22規則28・旧第12条線下）

附 則

この規則は、昭和23年11月22日から適用する。

附 則（昭和28年規則第34号）

この規則は、昭和28年5月1日から施行する。

附 則（昭和38年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

(富山県事務委任規則の一部改正)

2 富山県事務委任規則(昭和34年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成7年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(富山県公衆浴場基準条例第3条の2の規定に基づく公衆浴場の基準に関する規則の廃止)

2 富山県公衆浴場基準条例第3条の2の規定に基づく公衆浴場の基準に関する規則(昭和41年富山県規則第65号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可を申請している者に対する許可の基準については、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成12年規則第37号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則(平成13年規則第19号)

改正 平成22年3月31日規則第28号

(施行期日)

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条、第9条及び第10条の改正規定、第10条の次に1条を加える改正規定、第11条及び第12条の改正規定、様式第2号から様式第7号までの改正規定並びに様式第7号の次に1様式を加える改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第1項の許可を受けている営業者に係る公衆浴場であって、その浴室において、24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用する構造を有するものについては、当該営業者が、この規則の施行の日から1箇月以内に引き続き使用しようとする旨を県の保健所長に届け出た場合は、第2条第1項第16号の基準を適用しないことができる。

3 前項の場合において、公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 浴槽水に係るレジオネラ属菌の検査を3箇月に1回以上行うこと。

(2) 浴槽、循環ろ過装置及び浴槽水が循環する配管等の消毒及び清掃の頻度を増やす等衛生管理を徹底すること。

(3) 第1号の検査の結果の記録を作成し、3年以上保存すること。

4 この規則の施行の際現に法第2条第1項の許可を受けている営業者に係る公衆浴場であって、屋外に浴槽を設けており、かつ、その構造が第2条第1項第18号エに規定する基準に適合しない場合は、当該公衆浴場の浴室又は屋外の浴槽に係る増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えが行われるまでの間は、当該基準を適用しない。

5 公衆浴場の営業者は、附則第3項第1号の規定による検査の結果、第4条第1項第4号の水質基準に適合しなかったときは、速やかに、その旨を公衆浴場の所在地を所管する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長に届け出るものとする。

(平22規則28・追加)

附 則（平成14年規則第44号）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規

定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成16年規則第29号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第28号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第57号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第61号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第24号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第7条関係)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長

殿

申請者 住所
氏名

年 月 日生

(電話番号)

[法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名]

公衆浴場法第2条第1項の規定により、公衆浴場営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公衆浴場	名称	
	所在地	
公衆浴場の種類		
公衆浴場の種別	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場()	
営業開始予定年月日		
営業施設の構造設備等の概要	別紙のとおり	
最も近い一般公衆浴場の名称及び所在地並びに当該浴場との直線距離	名称 所在地 直線距離	m

備考

- 「公衆浴場の種類」の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載すること。
- 添付書類(営業の譲渡の場合であつて、(2)及び(3)に掲げる書類並びに「営業施設の構造設備等の概要」に係る書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)
 - 施設の周囲350メートル以内の区域の見取図
 - 施設の平面図及び断面図
 - 浴室に係る湯水の配管の系統を明らかにする図面
 - 施設又はその施設の敷地が申請者以外の者の所有である場合は、その所有者の承諾書
 - 条例第3条ただし書の規定により新たに一般公衆浴場を設置しようとするときは、その理由を記載した書類
 - 一般公衆浴場以外の公衆浴場を設置しようとする場合であつて第2条第3項の適用を受けようとするときは、その理由を記載した書類
 - 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 営業の譲渡の場合であつて、「公衆浴場の種類」の欄に係る記載事項に変更がないときは、当該欄の記載を省略することができる。

(別紙)

営業施設の構造設備等の概要

項 目		男	女	項 目		男	女
脱衣室	建物の構造	鉄筋・鉄骨・木造平屋・()階建		浴室	放熱パイプが触れない構造	有・無	有・無
	履物の収納等設備	有・無	有・無		温度調節設備	有・無	有・無
	衣類等の収納等設備	有・無	有・無		温度計	有・無	有・無
	換気の構造設備	有・無	有・無		給・排気口	有・無	有・無
	床面の照度	ルクス	ルクス		窓	有・無	有・無
	男女相互及び外部から見通せない構造	有・無		屋外浴槽	保温部分から通路等への出入り構造	有・無	有・無
	飲料水供給設備(飲用適の給水栓含む。)	有・無	有・無		浴槽の床面積	m ²	m ²
	床面積	m ²	m ²		洗い場	有・無	有・無
	くず入れ	有・無	有・無		男女相互及び外部から見通せない構造	有・無	有・無
	換気の構造設備	有・無	有・無		排水設備	有・無	有・無
床面の照度	ルクス	ルクス	屋内の浴槽水と配管を通じて混じらない構造		有・無	有・無	
男女相互及び外部から見通せない構造	有・無		気泡発生装置等()		有・無	有・無	
飲料水供給設備(飲用適の給水栓含む。)	有・無	有・無	24時間を超えて使用する浴槽水を気泡発生装置等を使用しない構造		有・無	有・無	
床面のこう配	有・無	有・無	循環ろ過装置(能力)		有・無	有・無	
排水設備	有・無	有・無			(m ³ /時)	(m ³ /時)	
洗面場	床面積	主	m ²	m ²	浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造	有・無	有・無
		副	m ²				
	給湯栓	個	個	飲用不適な湯水の誤飲防止の措置	有・無	有・無	
	給水栓	個	個				
	シャワー	個	個	便所	便器	大 小 個 個	
	洗いおけ	個	個				
腰掛け	個	個					
浴槽	床面積	主	m ²	m ²	入浴上の注意事項の掲示	有・無	有・無
		副	m ²				
	踏み段	有・無	有・無	タオル、くし等貸与	有・無	有・無	
	縁の高さ(湯水が流入しないための適切な措置)	cm	(有・無)	cm	(有・無)	備考	

様式第2号(第8条関係)

相続による公衆浴場営業承継届書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

届出者

氏 名

年 月 日生

(電話番号)

公衆浴場の営業者の地位を相続により承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	住 所			
	氏 名			
被相続人との続柄			他の相続人の有無	有 ・ 無
相続開始年月日		年 月 日		
公衆浴場	名 称			
	所 在 地			
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号	第 号

備考

- 1 「他の相続人の有無」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 2 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。
- 3 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

様式第3号(第8条関係)

公衆浴場営業者相続同意証明書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所
証明者
氏 名

次のとおり公衆浴場の営業者について相続があつたことを証明します。

被 相 続 人	住 所			
	氏 名			
公衆浴場営業者 の地位を承継す べき相続人とし て選定された者	住 所			
	氏 名			
公 衆 浴 場	名 称			
	所 在 地			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第	号

備考

証明書は、公衆浴場の営業者の地位を承継すべき者として選定された者以外の相続人全員についてそれぞれ作成すること。

様式第4号(第9条関係)

合併による公衆浴場営業承継届書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地
届出者
名称及び代表者の氏名
(電話番号)

公衆浴場の営業者の地位を合併により承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地				
	名称及び代表者の氏名				
合併	年 月 日	年 月 日			
公衆浴場	名 称				
	所 在 地				
許 可	年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	

備考 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付すること。

様式第 5 号(第 10 条関係)

分割による公衆浴場営業承継届書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地
届出者
名称及び代表者の氏名
(電話番号)

公衆浴場の事業者の地位を分割により承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の
規定により、次のとおり届け出ます。

分割前の 法人	主たる事務 所の所在地				
	名称及び代 表者の氏名				
分割	年 月 日	年 月 日			
公衆浴場	名 称				
	所 在 地				
許 可	年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	

備考 分割により浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付すること。

様式第 6 号(第 11 条関係)

公衆浴場営業許可事項変更届書

年 月 日

富山県 厚生センター所長

殿

住 所

届出者

氏 名

年 月 日生

(電話番号)

[法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名]

公衆浴場営業許可事項を変更したので、公衆浴場法施行規則第 4 条の規定により、次
のとおり届け出ます。

公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
公 衆 浴 場 の 種 別		一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場()
変更事項	新	
	旧	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

備考

- 1 構造設備の変更の場合は、変更内容を示す図面を添付すること。
- 2 その他の変更の場合は、変更内容を証する書面を添付すること。

様式第7号(第11条関係)

公衆浴場廃止(停止)届書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所
届出者 氏名 年 月 日生
(電話番号)
〔法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場の営業を廃止(停止)したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
公衆浴場の種別	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場()	
廃止年月日又は停止予定期間		
廃止(停止)理由		

備考 営業の廃止の場合は、営業許可書を添付すること。

様式第 8 号(第 12 条関係)

患者入浴許可申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長

殿

住 所

申請者

氏 名

年 月 日生

(電話番号)

[法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名]

公衆浴場法第 4 条ただし書の規定により、患者の入浴について許可を受けたいので、
次のとおり申請します。

公衆浴場	名 称			
	所 在 地			
公衆浴場の種類				
公衆浴場の種別		一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場()		
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号	第 号
入浴させようとする 患者の病気の種類				

備考

「公衆浴場の種類」の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載すること。

様式第1号（第7条関係）

（平13規則19・全改、平16規則29・令2規則61・令3規則29・一部改正）

様式第2号（第8条関係）

（平13規則19・全改、平16規則29・令2規則61・一部改正）

様式第3号（第8条関係）

（昭61規則47・追加、平7規則11・平11規則4・平16規則29・令3規則29・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

（平13規則19・全改、平16規則29・平17規則2・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（平13規則19・全改、平16規則29・平17規則2・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平13規則19・全改、平16規則29・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（平13規則19・全改、平16規則29・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平13規則19・追加、平16規則29・令3規則29・一部改正）